

## ◆ 建築物

対象用途	対象用途の位置・規模（いずれかに該当するもの） ※1	報告の時期
劇場、映画館、演芸場、観覧場（屋外観覧場は除く。）、公会堂又は集会場	①対象用途（床面積の合計が100㎡超の部分）が3階以上の階にあるもの ②客席の対象用途の床面積の合計が200㎡以上のも ③主階が1階にないもの（劇場、映画館又は演芸場に限る。） ④対象用途（床面積の合計が100㎡超の部分）が地階にあるもの	平成29年を始期として、隔年（令和奇数年）の6月1日から9月30日まで
病院、診療所（患者の収容施設があるものに限る。）、児童福祉施設等※2、旅館、ホテル、下宿、共同住宅※2又は寄宿舎※2	①対象用途（床面積の合計が100㎡超の部分）が3階以上の階にあるもの ②2階の対象用途の床面積の合計が300㎡以上であるもの（病院、有床診療所については、2階の部分に患者の収容施設があるものに限る。） ③対象用途（床面積の合計が100㎡超の部分）が地階にあるもの	
体育館、博物館、美術館、図書館、ポーリング場、スキー場、スケート場、水泳場、スポーツの練習場（いずれも学校に付属するものを除く。）	①対象用途（床面積の合計が100㎡超の部分）が3階以上の階にあるもの ②対象用途の床面積の合計が2,000㎡以上であるもの	
百貨店、マーケット、展示場、キャバレー、カフェー、ナイトクラブ、バー、ダンスホール、遊技場、公衆浴場、待合、料理店、飲食店、物品販売業を営む店舗	①対象用途（床面積の合計が100㎡超の部分）が3階以上の階にあるもの ②2階の対象用途の床面積の合計が500㎡以上であるもの ③対象用途の床面積の合計が3,000㎡以上であるもの ④対象用途（床面積の合計が100㎡超の部分）が地階にあるもの	

※1 該当する用途部分が避難階のみにあるものは対象外。

※2 高齢者、障害者等の就寝の用に供するものであり、具体的な用途は、次のとおりです。

助産施設、乳児院、障害児入所施設、助産所、盲導犬訓練施設、救護施設、更生施設、老人デイサービスセンター（宿泊サービス）、老人短期入所施設、養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホーム、小規模多機能型居宅介護の事業所、看護小規模多機能型居宅介護の事業所、母子保健施設、障害者支援施設、福祉ホーム、共同住宅（サービス付き高齢者向け住宅）、寄宿舎（認知症高齢者グループホーム、障害者グループホーム）

## ◆ 防火設備

対象	例外	報告の時期
令第16条第3項第2号に掲げる防火設備 ・定期報告対象となる建築物に設けられたもの ・病院、有床診療所又は就寝用福祉施設のうち、当該用途の床面積が200㎡を超えるもの	・防火ダンパー ・外壁開口部の防火設備 ・常閉防火扉※3	毎年、6月1日から11月30日まで

※3 病院、有床診療所又は就寝用福祉施設のうち、当該用途の床面積が200㎡を超える建築物の常閉防火扉のみ例外ではない。

## ◆ 昇降機

対象	例外	報告の時期
令第16条第3項第1号に掲げる昇降機 ・エレベーター ・エスカレーター ・小荷物専用昇降機	・住戸内のみを昇降するもの ・労働安全衛生法施行令第12条第1項第6号に規定するエレベーター ・小荷物専用昇降機で、昇降路の全ての出し入れ口の下端が当該出し入れ口が設けられる室の床面より50cm以上高いもの	毎年、前回報告した日（初回の報告は、検査済証の交付を受け付けた日（検査済証の交付を受けない場合にあつては、その設置の完了した日）の属する月の翌年のこれに回答する月の初日から末日）まで

## ◆ 遊戯施設

対象	報告の時期
令第138条第2項各号に掲げる工作物 ・観光用エレベーター又は観光用エスカレーター ・ウォーターシュート、コースターその他これらに類する遊戯施設 ・メリーゴーランド、観覧場、オクトパス、飛行塔その他これらに類する回転運動をする遊戯施設で原動機を使用するもの	毎年、検査済証の交付を受けた日の属する月に回答する月の初日から末日まで